

会報

Monthly Association Construction Industry NEWS



建設技術フェア

[平成 28 年 11 月 23 日(祝日)・24 日(木)
10:00~16:00(両日)]



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL 0985-22-7171 FAX 0985-23-6798

目次 CONTENTS

●平成29年10月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（9月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 九州建設業協会会長会の自由民主党本部に対する要望活動について	3
2. 第6回常務理事会を開催	4
3. 平成29年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	5
4. 平成29年度テレビCM放送のご案内	6
●雇用改善コーナー	
1. 平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について	7
2. 各種助成金のご案内	9
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	12
●技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	13
2. 第22回 土木施工管理 技術論文・技術報告募集のお知らせ	13
●建退共	
1. 建退共制度加入促進強化月間について	14
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	14
●建災防	
1. 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」講習会の開催について	15
2. 宮崎県最低賃金の改正について	15
3. 平成29度宮崎県産業安全衛生大会の開催について	16
●火薬協会	
1. 火薬類取締法の適用を受ける火薬類に係る事故等の報告について	17
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）	19
2. 中間前払金制度のご案内	20
●建設業情報管理センターからのお知らせ	
1. まかせて、安心!!経営状況分析の申請は、一般社団法人建設業情報管理センター（CIIC）へ	21
2. 郵送でお届けしている「経営状況分析結果通知書」を、 全国のコンビニエンスストアで印刷することができるサービスを始めます。	22
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 加入促進月間について	23
2. <法定外労災補償制度>建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	24
3. 保険料が更にお安くなりました！	25

平成 29 年 10 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	日			
2	月	県協会 臨時常務理事会 技士会 宮崎県情報共有システムの試行に伴うセミナー（宮崎）		
3	火	技士会 宮崎県情報共有システムの試行に伴うセミナー（延岡）	ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育（清武）	
4	水			
5	木		第 54 回全国建設業労働災害防止大会（札幌 6 日まで）	
6	金			
7	土			
8	日			
9	月	体育の日	体育の日	体育の日
10	火			
11	水		酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育（清武）	
12	木			登録講師研修会（福岡）
13	金	宮崎県議会閉会	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 14 日まで）	
14	土			
15	日			
16	月	宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」に係る第 2 回集合研修		
17	火	県協会 九地整との意見交換会	ローラーの運転の業務に係る特別教育（延岡 18 日まで）	
18	水	県協会 常務理事会及び県との意見交換会		
19	木	平成 29 年度建設等現場見学会（都城工業高等学校）	職長・安全衛生責任者能力向上教育（清武）	
20	金	宮崎県建設業協会青年部連合会 東諸大会（綾）	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 21 日まで）	
21	土			
22	日			
23	月			
24	火			
25	水	技士会 技術委員会		
26	木		建退共 九州ブロック支部事務担当者会議（熊本）	火災保安講習会（日向）
27	金		建災防 全国支部事務局長会議（東京） 高所作業車運転技能講習（清武 28 日まで）	
28	土			
29	日			
30	月			
31	火		職長・安全衛生責任者能力向上教育（延岡）	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（10月分）

【ホームページ】

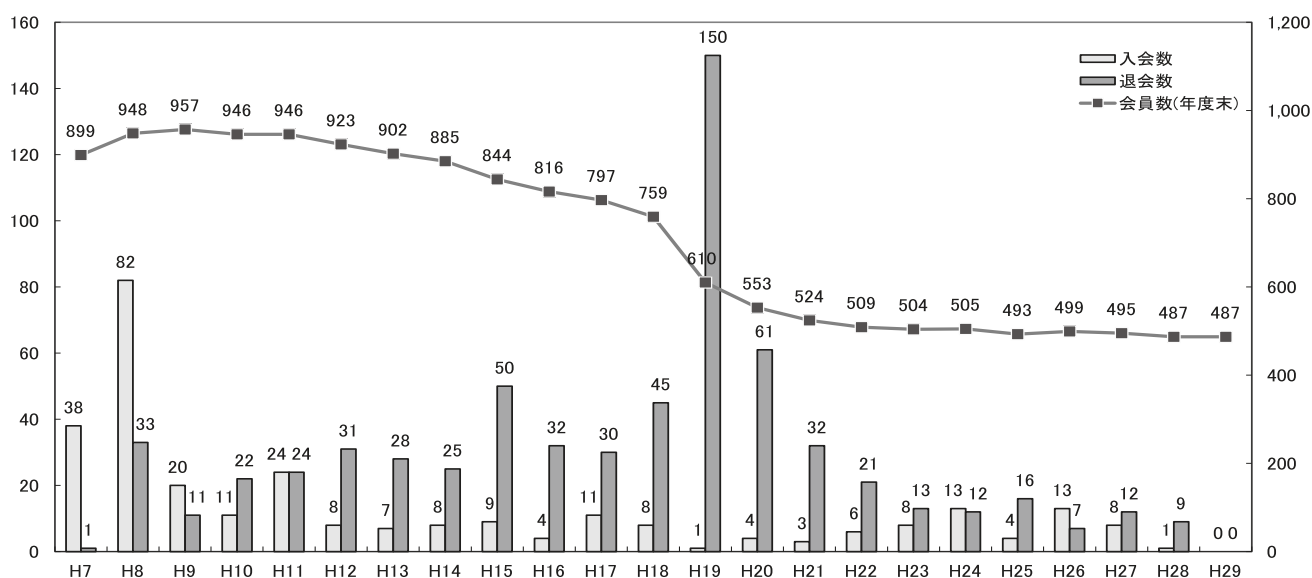
項 目	所 管	形 式
官民連携 (PPP/PFI) 事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム (プラットフォームメンバーの募集等)	国 土 交 通 省	html
10/4平成29年度女性活躍を進めるための説明会 (厚労省：中小企業のための女性活躍推進事業)	厚生労働省・女性 活躍推進センター	html
九州建設技術フォーラム2017の案内（2017/10/18-19）	九州建設技術 フォーラム 実行委員会	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	南 日 本 興 業 (株)	代 表 者	今 田 英 勝	坂 元 純 洋

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	0
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	487

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H29はH29.9.29現在

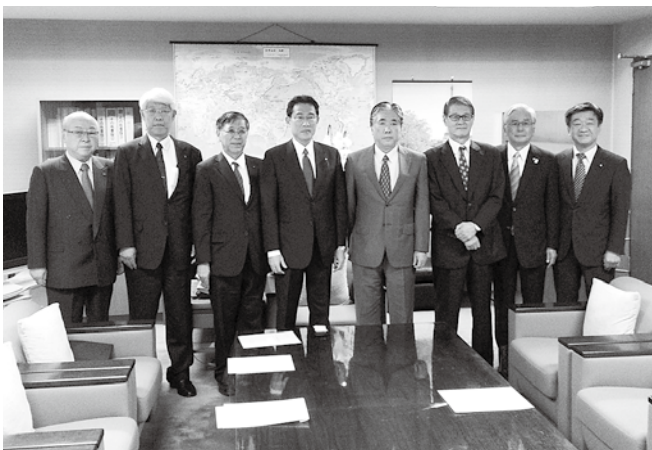
宮崎県建設業協会

1. 九州建設業協会会長会の自由民主党本部に対する要望活動について

九州建設業協会会長会では平成 29 年 9 月 22 日(金)に自民党本部を訪れ、二階幹事長、岸田政調会長に面会し、直接要望書を手渡し、予算の確保等について要望活動を行いました。

要 望 項 目

- 1 平成 30 年度当初予算において、本年度を確実に上回る公共事業費の確保と地方への重点配分について
- 2 経済の好循環を地方に拡大し「地方創生」の深化を図るため、思い切った大型補正予算を編成すること



2. 平成29年度第6回常務理事会を開催

平成29年9月5日(火)午後1時、宮崎県建設会館2階委員会室において、樫村事務局長が定足数(13／13名：会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「台風5号の影響で延期となっていた地元選出国会議員との意見交換会を開催することになった。しっかり要望していきたい。9月21日の全建会長会では、補正予算についてをお願いをしたい。青年部のミニバレー大会は、約140名の参加があった。8月28日に開催された足立としゆき君を励ます会に出席した。担い手確保が課題である。建設産業全体で考えていかないとますます業界が疲弊してしまうため、建産連では、9月12日に事務局会議を開催する。問題点を持ち寄って、協議したい。また、来年度に向けて、宮崎県の建設産業で研究会等を作っていきたい。今後の課題について、各地区と連携を取りながら、県、教育委員会に陳情にあがりたい。皆様のご協力をお願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1

地元選出国会議員との意見交換会の日程(案)について

樫村事務局長が資料に基づき日程を、坂元専務理事が資料に基づき会議内容を説明し、承認された。

議題2

担い手確保の現状と課題等について

各常務理事より担い手確保に関する活動状況の報告があった。

議題3

その他

(1)「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

有馬コーディネーターが資料に基づき、事業の実施状況の報告、研修生募集案内チラシの配布および集合研修について説明し、承認された。

(2) 日本創造研究会第10回特別セミナーについて

山崎会長が資料に基づき、10月21日(土)に開催されるセミナーについて説明し、承認された。

(3) 口蹄疫メモリアル「みやざき食のひなた祭り」協賛依頼について

樫村事務局長が資料に基づき、10月29日(日)に開催されるイベントの協賛について説明し、承認された。

(4) その他

・公益法人移行5周年記念講演会について

山崎会長が資料に基づき、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構が主催として10月27日(金)に開催される講演会について説明した。

・今後の入札契約制度(案)について

坂元専務理事が資料に基づき、県への要望案について説明した。

・参議院議員足立敏之氏の活動報告について

山崎会長が資料に基づき、活動報告について説明した。

・鯉の特定疾病(コイヘルペスウイルス)に関する協力要請について

農政水産部漁村振興課の担当者が資料に基づき、鯉の特定疾病等について説明し、県協会に対し協力要請を行った。

議題4

10月・11月常務理事会開催日等年内行事について

山崎会長が、10月18日(水)、11月14日(火)、12月15日(金)に常務理事会を開催することを提案し、承認された。



第6回常務理事会

3. 平成29年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

宮崎県建設業協会では、建設業への若年者の入職促進及び人材育成を目的として、宮崎県から委託を受けて「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」を実施しており、新規に雇用された若年入職者に対し、建設業界人としての基礎的なスキルについて学ぶ第1回集合研修を開催いたしました。



講師：萬ヶ谷 ひとみ 氏

研 修 名	建設業新人研修Ⅰ（建設業編）
日 時	平成29年9月19日（火） 13時30分から15時30分
場 所	宮崎県建設会館 5階 会議室
内 容	建設業への就職、仕事の基本、取り組み方などワークショップ形式でディスカッションし新入社員の意欲を高め、コミュニケーション等を学び職場への定着を支援する。
講 師	株式会社インタークロス キャリアコンサルタント 萬ヶ谷 ひとみ 氏
参 加 者	4人



コミュニケーション体験



話の組立て、話し方の体験

4. 平成29年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

また、29年度は新しいCMの製作を30年度放映に向けて計画しており、県内の現場を新しい撮影技法にて製作することとしております。

会員企業様におかれまして、現場が該当された場合は、ご協力等お願いします。

第3弾 平成29年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年4月5日（水）～平成29年6月28日（水）までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもんGTの放送帯（毎週水曜20:00～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一步ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年7月5日（水）～平成29年10月25日（水）までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯（毎週水曜20:54～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一步ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成29年12月27日（水）～平成30年1月10日（水）
2. 放送形態 30秒 UMKとMRTのスポットCM 合計75本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一步ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

28 文科初第 1379 号

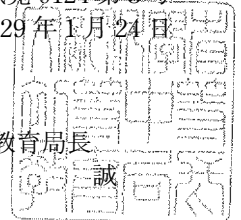
職発 0124 第 3 号

平成 29 年 1 月 24 日

主要経済関係団体代表者 殿

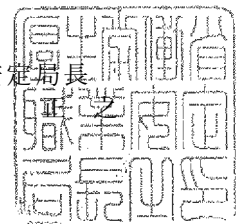
文部科学省初等中等教育局長

藤 原



厚生労働省職業安定局長

生 田



新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 28 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 29 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 30 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 30 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 29 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 29 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 29 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 29 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (7) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

各種助成金のご案内

事業主の方のための各種助成金一覧

1. 従業員の雇用維持を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
休業・教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	雇用調整助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824

2. 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援／早期雇入れ支援)	
離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う	労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援／人材育成支援)	
生涯現役企業として移籍等で中高年齢者を受け入れる	労働移動支援助成金 (キャリア希望実現支援／生涯現役移籍受入支援)	
移籍等により労働者を受け入れ、訓練を行う	労働移動支援助成金 (キャリア希望実現支援助成金／移籍人材育成支援)	

3. 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
65歳以上の高年齢者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (高年齢者雇用開発特別奨励金)	
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)	
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	障害者トライアル雇用奨励金 ・障害者短時間トライアル雇用奨励金	
障害者を初めて雇い入れる	障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	
施設整備をして10人以上の障害者を雇い入れる	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	
職場支援員を配置して精神障害者等を雇い入れる	障害者職場定着支援奨励金	
発達障害者や難治性疾患患者を雇い入れる	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して従業員を雇い入れる	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発奨励金)	
安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れる	トライアル雇用奨励金	
学校等の既卒者、中退者が応募可能な新卒求人・募集を新たに行い、雇い入れる	三年以内既卒者等採用定着奨励金	
自ら起業し、中高年齢者を雇い入れる	生涯現役起業支援助成金	

雇用改善

4. 従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
事業主団体が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する	職場定着支援助成金 (中小企業団体助成コース)	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
評価・処遇制度や研修制度、健康づくり制度、メンター制度を整備する	職場定着支援助成金（個別企業助成コース）	
介護労働者のために介護福祉機器の導入や賃金制度の整備を行う 介護労働者のための賃金制度の整備を行う		
有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）の正規雇用・多様な正社員等への転換、賃金テーブル改善、法定外の健康診断制度導入、または短時間労働者の所定労働時間延長を行う		
建設労働者の雇用管理改善や魅力ある職場作りをする	建設労働者確保育成助成金	
高齢者の活用促進のための雇用環境整備を図る	高齢者雇用安定助成金（高齢者活用促進コース）	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 ☎ 0985-51-1556
高齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する	高齢者雇用安定助成金 (高齢者無期雇用転換コース)	
65 歳以上への定年引き上げ等を実施する	65 歳超雇用推進助成金	

5. 障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
障害者のための作業施設を整備する	障害者作業施設設置等助成金	高齢・障害・求職者雇用 支援機構 ☎ 0985-51-1556
障害者のための福祉施設を整備する	障害者福祉施設設置等助成金	
障害者の雇用管理上必要な介助措置を実施する	障害者介助等助成金	
障害者の通勤を容易にさせる措置を実施する	重度障害者等通勤対策助成金	
障害者のための事業施設の設置する	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	
中途障害者等を職場復帰させる	障害者職場復帰支援助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
ジョブコーチに障害者を雇う事業所を訪問させる	障害者雇用安定奨励金 (訪問型職場適応援助促進助成金)	
障害者の援助を行うジョブコーチを職場に配置する	障害者雇用安定奨励金 (企業在籍型職場適応援助促進助成金)	

6. 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
事業所内保育施設を設置・増設・運営する	両立支援等助成金 (事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
男性労働者に育児休業を取得させる	出生時両立支援助成金	
仕事と介護の両立を図る	介護離職防止支援助成金	
仕事と介護の両立を図る	両立支援等助成金 (中小企業両立支援助成金 (代替要員確保コース))	
「育休復帰支援支援プラン」を策定・導入し、労働者に育児休業を取得させ、現職等に復帰させる	両立支援等助成金 (中小企業両立支援助成金 (育休復帰支援プランコース))	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
女性が活躍しやすい職場環境を整備し、目標を達成する	女性活躍加速化助成金	

7. 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
従業員に対して職業訓練等を行う	キャリア形成促進助成金	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-38-8824
有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）に対して職業訓練を行う	キャリアアップ助成金	
教育訓練、職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度、技能検定合格報奨金制度、セルフキャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入する	キャリア形成促進助成金	
教育訓練、職業能力評価制度、業界検定・教育訓練プログラムを作成し、構成事業主が導入する	キャリア形成促進助成金	
建設労働者の人材育成を行う	建設労働者確保育成助成金	
障害者の職業訓練の施設整備などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金 （障害者職業能力開発訓練施設等助成金）	
障害者の職業訓練の運営などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金 （障害者職業能力開発訓練運営費助成金）	

8. 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金

趣 旨	助成金名	問合せ先
労働時間等に関する職場意識の改善を図る	職場意識改善助成金（職場環境改善コース）	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
最低賃金の引上げの影響が大きい業種が業界をあげて賃金底上げのための環境整備を図る	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業種別中小企業団体助成金）	
事業所内の最も低い時間給を計画的に 800 円以上に引き上げる	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）	
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	受動喫煙防止対策助成金	
すべての有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させる	キャリアアップ助成金	

問合せ先

部 署 名	電話番号	住 所
宮崎労働局 雇用環境・均等室	0985-38-8821	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4F
職業安定部 職業対策課助成金センター	0985-38-8824	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5F
独立行政法人 高齢・障害・求職雇用支援機構 宮崎支部	0985-51-1556	宮崎市大字恒久4241番地

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

技士会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成 29 年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。

今年は、あと 1 回しかありません。更新時期にきている方は忘れず受講してください。

平成 30 年度につきましては、本年同様 5 月、8 月、11 月に計画したいと思います。

日 程	平成 29 年 11 月 22 日 (水)
会 場	宮崎県建設会館 5 階会議室
受 講 料	インターネット申し込み 9,500 円

※ 問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請負い、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。講習修了証は監理技術者資格者証に添付することになっています。なお、監理技術者資格者証の有効期限が切れる方は再度更新手続きが必要です。

2. 第22回土木施工管理 技術論文・技術報告募集のお知らせ

(一社)全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。応募対象者は 1・2 級土木施工管理技士で個人または連名(共同執筆者は 2 人まで)となっています。工事規模の大小・工種の制限はありませんが、他団体、JCM に提出した論文・報告は応募できません。その他、詳細につきましては、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文に記載されております。締め切りは、JCM ホームページからインターネット応募される場合は平成 30 年 1 月 10 日(水)、宮崎県技士会を通じて応募される場合は平成 30 年 1 月 4 日(木)事務局必着となります。優秀な技術論文・技術報告は表彰されます。

なお、昨年度の第 21 回土木施工管理技術論文の優秀賞に宮崎県延岡市日新興業(株)佐藤豊明氏が表彰されています。

建退共

1. 建退共制度加入促進強化月間について

建退共では、建退共制度の普及と適正な履行の徹底を図るため、毎年10月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定めて、様々な活動を展開しております。

本年度も10月1日から31日までの期間を同強化月間として、建設業団体、建設事業主並びに公共工事発注機関等のご協力を得ながら、加入促進及び共済証紙の適正な貼付の確保を図るための活動をいたします。

何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。



2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,722	32,099
加 入	4	90
脱 退	10	72
当月末計	2,716	32,117

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	439,716	49,842	30,753,686,927	前 月 分	66,895
当 月 分	671	64	54,508,404	当 年 度 計	222,210
総 累 計 (当年度累計)	440,387 3,755	49,906 507	30,808,195,331 379,474,779		

建災防

1. 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」講習会の開催について

厚生労働省は、平成 29 年 2 月 20 日に「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（基発 0220 第 4 号）を発出しました。この通達では、「建設業における労働災害防止を推進する上で、職長等及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、職長等の職務に従事することになった後、概ね 5 年ごとに職長等能力向上教育を受けさせるものとする」とし、併せて、講習時間及び講習内容を示しております。建災防宮崎県支部では、これを受けて下記により職長等能力向上教育講習会を開催いたします。

（1）開催日及び開催場所

開 催 日	開 催 場 所
平成 29 年 10 月 19 日（木）	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町）
平成 29 年 10 月 31 日（火）	延岡建設会館（延岡市愛宕町 2-32）

（講習時間 5 時間 40 分）

（2）対象者

職長等の職務に従事することになった後概ね 5 年を経過し、かつ、「職長・安全衛生責任者教育」を修了した方

※受講案内・受講申込書は、当支部のホームページをご覧ください。また、連絡をいただければ郵送します。

2. 宮崎県最低賃金の改正について（宮崎労働局よりお知らせ）

宮崎県最低賃金は、平成 29 年 10 月 6 日（金）から「時間額 737 円」に改正されました。最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

ご存知ですか？中小企業を応援する業務改善助成金

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その一部を助成する制度です。事業場内の最低賃金が、1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります。時間額で 30 円、40 円、60 円、90 円、120 円以上を引き上げた場合の 5 つのコースから選べます。賃金引上げ計画を策定し、労働能率の増進に資する設備・器具の導入等の業務改善を実施した場合に、その費用の一部が助成されます。（助成金の上限額は、コースに応じて 50 万円～200 万円）

助成金に関するお問い合わせにつきましては、下記までお願いします。

宮崎労働局雇用環境・均等室 電話：0985（38）8821

※特設サイト「業務改善助成金」で検索

3. 平成29年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月8日(水)に佐土原総合文化センターで開催されます。労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加いただくようご案内いたします。

産業安全衛生大会
Industrial Safety and Health Convention

**「+」 安心安全な
職場づくりを目指して**

**労働死亡災害
「0」を目指します**

参加無料

平成29年度 宮崎県産業

安全衛生大会

**2017
11/8 水**

開会/13:30 閉会/16:00

会場/宮崎市佐土原総合文化センター
宮崎市佐土原町下田島20527-4

講演テーマ
「危機管理には日頃が大事
災害ボランティアから考える」

NPO法人みんなのくらし・ミナール 代表理事 **初鹿野 聡氏**

災害発生から被災者の自立までの期間を初期、中期、自立期などの時系列に分類して、その時々に必要な支援内容などをテーマに、初鹿野講師の実体験も交えながら講演を行います。

※JR佐土原駅から徒歩5分

主催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会

(公社)宮崎労働基準協会/建設業労働災害防止協会宮崎県支部/
林業木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部/陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部/
(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部/(独)宮崎産業保健総合支援センター

後援 宮崎労働局/宮下各労働基準監督署/宮崎県/宮崎市/県下労働2団体/使用者4団体

お問い合わせ先/大会事務局(宮崎労働基準協会) Tel.0985-25-1853 **参加申込書は裏面です**

火薬協会

火薬類取締法の適用を受ける火薬類に係る事故等の報告について

平成 29 年 1 月 1 日以降に発生した火薬類の事故については、新様式による報告が求められています、県当局から報告の遅延、解釈の誤り等があるので、徹底してほしいとの依頼がありましたので、再度、報告の定義等に関してお知らせします。

1 人的被害の定義

火薬類取締法における人的被害の定義は以下のとおりとします。なお、②と③を「負傷者」とします。なお、通常医療機関において検査・診察・診断を行ったが特に治療の必要はないと判断された場合などを含め、治療の必要がないと認められる軽度の負傷は「人的被害」から除きます。

- ①死者 事故発生後、5 日以内に死亡が確認された者。
- ②重傷者 事故発生後、30 日以上の治療を要する負傷をした者。
- ③軽傷者 事故発生後、30 日未満の治療を要する負傷をした者。

2 事故等の規模の分類

(1) A 級事故

- ①死者 5 名以上のもの
- ②死者及び重傷者が合計して 10 名以上であって、①以外のもの
- ③死者及び負傷者が合計して 30 名以上であって、①及び②以外のもの
- ④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が 5 億円以上）が生じたもの
- ⑤大規模な火災が進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの
- ⑥その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい^(※1)と認められるもの

(※1：NHK 全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で 10 社以上の報道がなされている場合を目安とする。)

(2) B 1 級事故

- ①死者 1 名以上 4 名以下のもの
- ②重傷者 2 名以上 9 名以下であって、①以外のもの
- ③負傷者 6 名以上 29 名以下であって、①及び②以外のもの
- ④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的損害（直接に生ずる物的被害の総額が 1 億円以上、5 億円未満）が生じたもの
- ⑤大規模な火災が進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの
- ⑥その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい^(※2)と認められるもの

(※2：NHK 全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で 3 社以上の報道がなされている場合を目安とする。)

(3) B 2 級事故

喪失・盗取以外の事故（C 2 級事故を除く）であって、同一事業所において喪失・盗取以外の事故（C 2 級事故を除く）が発生した日から 1 年を経過しない間に発生した C 1 級事故。（C 2 級事故が複数回発生しても B 2 級事故とカウントしない。）

(4) C 1 級事故

- ①負傷者 1 名以上 5 名以下かつ重傷者 1 名以下のもの
- ②爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的損害（直接に生ずる物的被害の総額が 1 億円未満）が生じたもの
- ③人的・物的被害は発生していないものの、特に危険な事象が生じた場合（特に危険な事情の例示）

(5) C 2 級事故

A 級、B 1 級、B 2 級及び C 1 級の事故のいずれにも該当しないもの

3 煙火の消費中事故における主な事象について

煙火の消費中に発生した事故における主な事象について、以下のとおり、具体的な事故の規模の分類を例示します。その他の事象が発生した場合は、これらの例示を参考に個別に判断することとなります。

(1) 火災

- ①人的・物的被害あり：C 1 級以上の事故
- ②人的・物的被害なし（安全距離外で、火災認定あり）：C 1 級事故
- ③人的・物的被害なし（安全距離内で、火災認定あり）：C 2 級事故
- ④人的・物的被害なし（火災認定なし）：事故としない

※「安全距離外」は、煙火の設置・消費場所からみて、人の集合する場所、建物等に対して確保した安全な距離の外側のこと、「安全距離内」は、内側のこととします。

※「火災認定の有無」は、各消防署の判断によります。

(2) 黒玉

- ①人的・物的被害あり：C 1 級以上の事故
- ②人的・物的被害なく、安全距離内で、規制時間内に関係者が発見・回収：事故としない
- ③その他：C 2 級事故

※「規制時間内」は、主催者や消防等によって第三者の立ち入りを制限している時間帯のことです。

(3) 落下物（部品落下、残滓）

- ①人的・物的被害あり：C 1 級以上の事故
- ②人的・物的被害なし：事故としない

(4) その他過早発、低空開発、地上開発、筒ばね、異常飛翔、異常燃焼（筒・容器・器具等の破損、誤発射、動物駆逐用煙火の破損等）

- ①人的・物的被害あり：C 1 級以上の事故
- ②人的・物的被害なし：C 2 級事故

(5) 未着火、未発射については、事故としない。

保証会社



1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

年 度	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
平成29年度	380	▲ 5.5	9,184	▲ 19.6
平成28年度	402	19.3	11,417	6.7
平成27年度	337	▲ 3.2	10,704	6.3

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

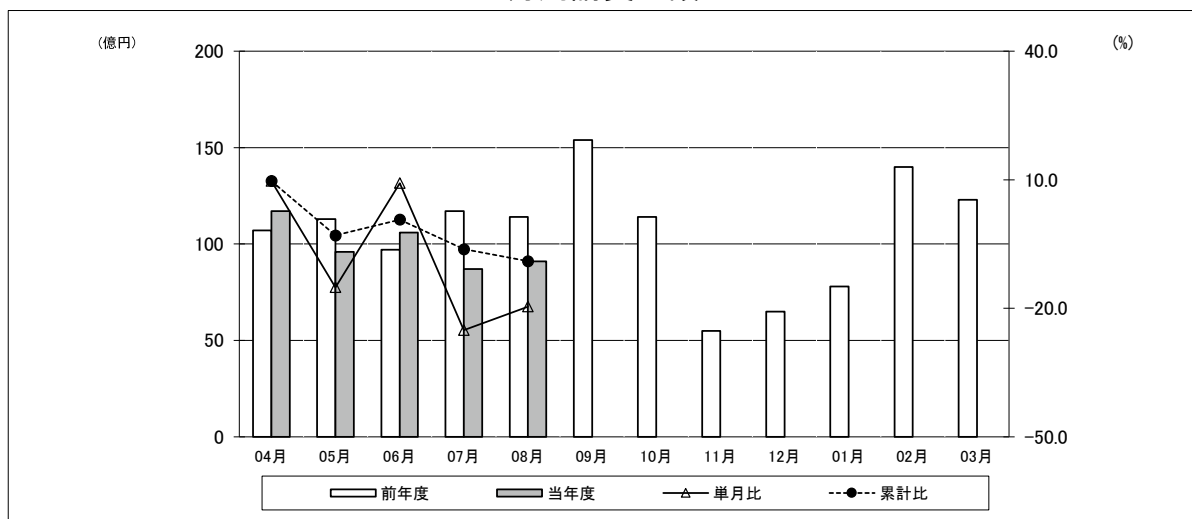
発注者区分	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
国	37	27.6	2,525	2.5
独立行政法人等	0	—	0	—
県	153	10.9	3,110	▲ 22.1
市町村	184	▲ 20.3	3,308	▲ 28.7
その他	6	100.0	241	154.1
計	380	▲ 5.5	9,184	▲ 19.6

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

地 区	件 数	増 減 率	請 負 金 額	増 減 率
宮 崎	68	▲ 24.4	1,576	▲ 42.3
日 南	22	▲ 15.4	410	▲ 57.0
串 間	13	▲ 38.1	202	▲ 57.6
都 城	56	64.7	1,551	25.0
小 林	35	▲ 16.7	1,659	40.4
高 岡	11	22.2	368	59.9
西 都	30	25.0	694	116.0
高 鍋	29	0.0	881	37.6
日 向	75	4.2	1,026	▲ 49.8
延 岡	21	▲ 19.2	262	▲ 77.2
西臼杵	20	▲ 31.0	551	24.6
計	380	▲ 5.5	9,184	▲ 19.6

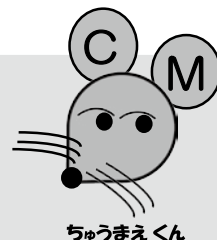
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

御社の工事には “ちゅうまえ”がついている！

中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円！**

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%!
借入利息より
はるかに安い！

”ちゅうまえ” 3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK!
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成29年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成29年8月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎県	63	61.5	2,279	7.0
宮崎市	12	33.3	415	67.2
都城市	3	200.0	186	74.7
延岡市	6	50.0	591	239.0
日南市	2	100.0	22	54.9
小林市	3	<	1,809	<
日向市	2	<	61	<
西都市	1	0.0	7	▲ 65.3
木城町	1	<	30	<
日之影町	1	0.0	22	▲ 42.6
計	94	44.6	5,426	27.7

建設業情報管理センターからのお知らせ

CIIC

一般財団法人 建設業情報管理センター
Construction Industry Information Center

登録経営状況分析機関 登録番号 1



まかせて、安心!!



経営状況分析の申請は、
一般財団法人 建設業情報管理センター (CIIC) へ

》 豊富な実績で皆様の信頼にお応えします

》 正確な分析、丁寧な対応をお約束します

》 原則 3営業日 で結果通知書を発送します

※お問い合わせの内容により、3営業日を超える場合もあります。

CIIC電子申請だと
郵送による申請
よりお得!
もちろん郵送もオッケー!

●郵送による申請
13,880円

●電子申請
12,340円

**1,540円
お得です!**



申請書類の作成には、
完全無料の
「なんでも経審」を
ご利用下さい!!

使用料、更新料等の必要な
有償のソフトを使用されて
いませんか?

「なんでも経審」
(会員登録、使用料、更新料等
一切不要) をお試しください!!
分析申請書類等が簡単に作成
できます。Webサイトより
ダウンロードしてご利用下さい。

便利なマイページを
是非ご利用下さい!!

CIICマイページでは、簡単に
電子申請ができ、そのまま
ネットバンキングでお支払いが
できます。

また、現在申請中の進捗状況等
を調べることができるように
なり、さらに便利に
なりました。



登録経営状況分析機関 登録番号 1

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC

検索

CIIC

一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所



当財団は、情報セキュリティマネジメント
システム (ISMS) に関するISO規格
(27001) の認証を取得しています。

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 (福岡建設会館6階)

TEL 092-483-2841

建設業情報管理センターからのお知らせ

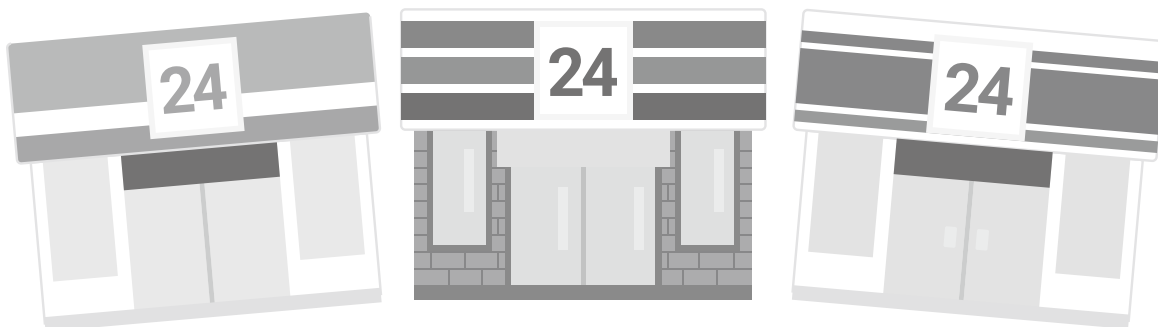
登録経営状況分析機関 登録番号 1

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター
Construction Industry Information Center

郵送でお届けしている「経営状況分析結果通知書」を、
全国のコンビニエンスストアで
 印刷することができるサービスを始めます。



原則3日以内の結果通知と コンビニ受け取りで より早く!



対応コンビニエンスストア

・セブン-イレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・サークルK
 ・サンクス ・セイコーマート ・セーブオン

※一部ご利用頂けない店舗もございます。

登録経営状況分析機関 登録番号 1

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC

検索



当財団は、情報セキュリティマネジメント
 システム (ISMS) に関するISO規格 (27001) の
 認証を取得しています。



一般財団法人 建設業情報管理センター

【東日本支部】

北海道・東北地区 TEL 03-3544-6903
 関東地区 TEL 03-3544-6901
 中部・北陸地区 TEL 03-3544-6902
 北海道事務所 TEL 011-222-2688

【西日本支部】

近畿地区 TEL 06-6767-2801
 中国・四国地区 TEL 06-6767-2802
 九州・沖縄地区 TEL 06-6767-2803
 九州事務所 TEL 092-483-2841

建設業福祉共済団からのお知らせ

加入促進月間について

— 10月1日～11月30日 「建設共済保険」加入促進月間を実施中!! —

- （公財）建設業福祉共済団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として「建設労災補償共済保険」制度（以下、「建設共済保険」という。）を、昭和45年11月から運営しています。
- 毎年、10月1日から11月30日の2か月間を「建設共済保険加入促進月間」と定め、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・業界会報誌への広告掲載により加入を呼びかけ、「大切な社員と会社を守りたい。」をキャッチコピーに進めて参ります。

「建設共済保険 年間完成工事高契約」の《ポイント》

- ▶主契約である「年間完成工事高契約」は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く労働者が、業務上または通勤途上の災害により死亡あるいは障害等級第1級から第7級、傷病等級第1級から第3級に該当した場合に、国の労災保険に上乗せして保険金を支払う制度です。
 - ▶保険金には、被災労働者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止措置等を講じるための企業の諸費用を補償する「諸費用補償」があります。
 - ▶元請・下請を問わず無記名で補償。元請・下請それぞれの保険契約者に重複支払いを行います。
 - ▶加入は、国土交通大臣又は都道府県知事から「建設業」の許可を受けて建設業を営む事業主であれば、どなたでも加入できます。
 - ▶「建設共済保険」の年間完成工事高契約に加入頂くと、「経営事項審査」で15点が加算されることもあり、平成29年3月末の契約件数は「24,000社を超える事業所」にご加入頂いています。
 - ▶建設業界による自主的な共済保険で、掛金（保険料）が安くなっています。掛金（保険料）は、年間完成工事高、保険金区分、工事の種類などによって算出します。
- 掛金試算やご質問、資料請求は
(URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>) まで
- ▶また、当共済団では、被災労働者のお子さんに対する「育英奨学事業（返済不要）」に加え、平成28年4月から労働災害の防止を目的として安全衛生用品の頒布や建設現場で働く女子労働者のために女性専用トイレを導入するための費用に対する助成等を内容とする「労働安全衛生推進事業」も開始しています。



建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

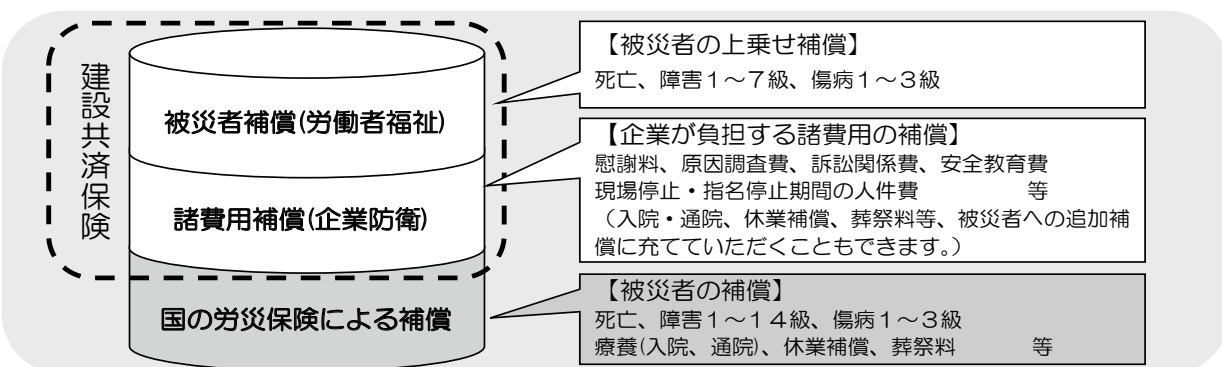
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

建設共済保険

検索

保険料が更にお安くなりました！

年間完成工事高契約 & 甲型共同企業体契約の 無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

	無事故割引率	⇒	年間保険料
【旧】	30%	⇒	266,000円
【新】	36%	⇒	243,200円

**22,800円も
お安くなりました。**

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会	TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団	TEL 03-3591-8451

大切な社員と会社を守りたい。

ますます制度充実

建設共済保険

法定外労災補償制度



掛金が
安い

補償が
厚い

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

■ 取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

建設共済保険

検索